収入印紙

## [処 分 用] 産業廃棄物処理委託契約書

年 月 日

※別表1で予定する年間の合計予定金額が1万円未満

・・・ 印紙不要(非課税)

1万円以上100万円以下・・200円印紙(1部のみに貼りつけ割り印)

100万円を超え200万円以下・・400円印紙(1部のみに貼りつけ割り印)

排出事業者

IJ

住 所 丹波篠山市〇〇町××-××

氏 名 □□産業株式会社 代表取締役 ■■太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

処分業者

住 所 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

氏 名 兵庫県丹波篠山市長 酒 井 隆 明 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

上記の排出事業者と処分業者は、排出事業場から出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処分に関して、次のとおり契約を締結する。当該者は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

## (処分業者の事業範囲)

第1条 事業範囲は別表1のとおりである。なお、許可事項に変更があったときは、処分業者は速やかにその旨を排出事業者に通知する。

(廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

- 第2条 排出事業者が、処分業者に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1の とおりとする。
- 2 排出事業者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表1の別紙「廃棄物データシート(WDS)」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、排出事業者の委託する廃棄物が日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、排出事業者はその表示に関する事項を記載し、処分業者に情報提供する。

- 3 排出事業者は、処分を委託する廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号から第11号までに規定する特別管理産業廃棄物に該当するおそれがあるときは、本契約期間内に、別表2の上欄の廃棄物について、その下欄に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13号)その他による試験を行い、分析証明書を乙に提出しなければならない。
- 4 排出事業者は、本条第2項及び第3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に記載の方法により処分業者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、両者であらかじめ協議の上で定めることとする。

(処分料金)

- 第3条 排出事業者の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額(以下「契約単価」という。)は、丹波 篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める単価とする。
- 2 処分業者は、廃棄物処分の後、収集運搬業者に対して前項処分料の請求を行う。

(保管)

第4条 処分業者は、排出事業者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。)で定める保管基準を遵守し、かつ、第8条第1項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。